

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月10日
【届出者の名称】	アズワン株式会社
【届出者の所在地】	大阪市西区江戸堀二丁目 1 番27号
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区江戸堀二丁目 1 番27号
【電話番号】	06(6447)1210(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯコーポレート本部長 西 川 圭 介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	アズワン株式会社 (大阪市西区江戸堀二丁目 1 番27号) アズワン株式会社 東京オフィス (東京都中央区八丁堀二丁目23番 1 号) アズワン株式会社 横浜支店 (横浜市港北区新横浜二丁目 6 番地 3) アズワン株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目 2 番13号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2 【買付け等の目的】

当社は、配当金と自己株式の取得に基づく総還元性向を中期経営計画「FY2025-27」(以下、「中期経営計画」といいます。)期間(2026年3月期から2028年3月期まで)3年間累計で60%～75%とすること、及びそのうち配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益より特別損益の影響を除いた額を基準として、毎年基準額の50%以上を配当し、かつ、年間配当金については累進配当とし、少なくとも中期経営計画期間中は増配を継続することを株主還元の方針としています。

当社は、2025年3月期には、中間配当金として1株当たり28円、期末配当金として1株当たり34円、年間では1株当たり62円の配当(配当性向：54.0%)を実施しており、2026年3月期には、中間配当金として1株当たり31円、期末配当金として1株当たり34円、年間では1株当たり65円の配当(配当性向：50.6%)を実施しております。

また、当社は、株価動向や財務状況などを考慮しながら、自己株式の取得・消却を必要に応じて検討しております。当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。)第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めており、これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。

なお、過去5年間に於いて、当社は、市場買付け及び公開買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しています。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数(注1)	累計取得価額の総額
2022年5月13日 取締役会	2022年5月16日～ 2022年9月2日	113,200株 (226,400株)	699,572,000円
2022年11月10日 取締役会(注2)	2022年11月11日～ 2022年12月12日	1,100,000株 (2,200,000株)	5,870,700,000円
2024年3月12日 取締役会	2024年3月13日	400,000株 (800,000株)	2,076,400,000円
2025年5月14日 取締役会	2025年5月15日～ 2025年12月17日	403,900株	999,760,500円

(注1) 当社は、2024年4月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の括弧内の数値は、当該分割の効果を反映した数値です。

(注2) 当社は、2022年11月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の公開買付け(以下、「2022年公開買付け」といいます。)により、2022年11月11日から2022年12月12日までを買付期間として、1,100,000株(当該公開買付けに係る公開買付届出書の提出日である2022年11月11日時点の発行済株式総数(41,376,270株)から、2022年9月30日時点の当社が所有する自己株式数(4,088,706株)を控除した株式数(37,287,564株)に対する割合2.95%(小数点以下第三位を四捨五入))を取得しております。

上表2段目に記載のとおり、当社は、2022年9月中旬に、当社の主要株主である有限会社井内盛英堂(以下、「井内盛英堂」といいます。2022年11月11日時点の所有株式数5,183,146株(2022年11月11日時点の所有割合(注3)：13.90%))より、現金化を目的として、その所有する当社普通株式の一部である当社普通株式1,000,000株(2022年11月11日時点の所有割合：2.68%)について、売却する意向がある旨の連絡を受けたことから、当社における各種検討の結果として、2022年公開買付けを実施するに至りました(2022年公開買付けに係る当社の検討内容等につきましては、当社が2022年11月11日付で提出した「公開買付届出書」をご参照ください。)

(注3) 「2022年11月11日時点の所有割合」とは、当社が2022年10月31日に公表した「2023年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数(41,376,270株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(4,088,706株)を控除した株式数(37,287,564株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。なお、上記自己株式数には、「株式給付信託(取締役向け)」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社普通株式102,455株を含めております。

そして、上記のとおり、当社は、株主還元策としての自己株式の取得を、株価動向や財務状況などを考慮しながら必要に応じて検討していたところ、2025年12月23日、井内盛英堂(本書提出日現在の所有株式数：7,566,292株(2025年12月23日時点の所有割合(注4)：10.56%))より、現金化を目的として、その所有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の初期的な連絡を受けました。そして、当社は、2026年1月9日、井内盛英堂より、その所有する当社普通株式のうち、当社の発行済株式総数の約3%に相当する当社普通株式(2,260,576株程度)を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

(注4) 「2025年12月23日時点の所有割合」とは、当社が2025年10月31日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数(75,352,540株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(3,701,629株)を控除した株式数(71,650,911株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。なお、上記自己株式数には、「株式給付信託(取締役向け)」及び「株式給付型E S O P信託」が保有する当社普通株式263,263株を含めております。

かかる状況の中、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮し、2026年1月上旬より、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、井内盛英堂が所有する当社普通株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(E P S)及び自己資本利益率(R O E)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えるに至りました。また、自己株式の具体的な取得方法については、当社普通株式の市場買付け及び立会外取引の方法も検討いたしましたが、当社普通株式の流動性や市場価格に与える影響、株主間の平等性、取引の透明性、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、市場で取引されている価格との乖離による経済合理性の観点から、井内盛英堂以外の株主による応募は限定的となると考えられ、井内盛英堂が所有する当社普通株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び井内盛英堂以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2026年5月25日、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、2022年1月1日以降に決議され、2026年5月31日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウント率を用いて実施された97件(以下、「本事例」といいます。)において、10%程度(9%超～10%)の事例が79件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。当社は、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、直近の株価を基準とする案と一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする案の双方について検討を行いました。その結果、いずれの案についても、算定の基礎としての客観性及び合理性が認められるものの、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に市場価格が変動し本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要が考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかを基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年6月5日、井内盛英堂に対し、公開買付けの手法により当社普通株式の取得を行う意向であること、及び本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格とする想定であることを伝えました。

また、当社は、2026年7月9日に、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を改めて打診したところ、2026年7月13日に井内盛英堂より、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることが妥当である旨の意見が示されました。当社としても、直近の株価を基準とすることは、当初より、一定期間の平均株価とともに合理的な候補の一つとして位置付けていたものであること、また、当社普通株式の市場価格の動向に鑑みれば、一定期間の平均株価を基礎とすることで排除すべき一時的な株価変動といった特殊要因は特段見当たらず、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績及び市場の評価がより十分に株価に反映され则认为されることを踏まえ、応募予定株主からの意見を踏まえて改めて検討した結果、上記候補のうち、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることに合理性があると判断するに至りました。そこで、当社は、2026年7月13日、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることで応諾する旨を伝えたところ、井内盛英堂より、2026年7月13日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨、及び井内盛英堂が所有する当社普通株式(7,566,292株(注5)(所有割合(注6):10.61%)のうち2,500,000株(所有割合:3.51%)(以下、「応募意向株式」といいます。))について、本公開買付けへ応募する意向がある旨の回答を得ました。

(注5) 井内盛英堂が2026年7月17日付で提出した変更報告書No.60によれば、同日時点において、井内盛英堂は、その所有する当社普通株式(7,566,292株)のうち、株式会社りそな銀行に2,000,000株、株式会社三菱UFJ銀行に480,000株、株式会社三井住友銀行に800,000株、株式会社みずほ銀行に2,100,000株を担保提供しており、担保が設定されていない当社普通株式は2,186,292株です。なお、当社は、井内盛英堂より、株式会社りそな銀行に対して担保提供している当社株式2,000,000株のうち、400,000株については2026年8月7日に担保権を解除したとの報告を受けております。

(注6) 「所有割合」とは、当社が2026年7月31日に公表した「2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数(75,012,540株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(3,729,370株)を控除した株式数(71,283,170株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。なお、上記自己株式数には、「株式給付信託(取締役向け)」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社普通株式246,203株を含めております。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、()会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、及び自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、()東京証券取引所プライム市場における2026年8月6日の当社普通株式の終値である2,390.0円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,151円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。)を本公開買付け価格とすること、()本公開買付けにおける買付予定数については、井内盛英堂以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、本事例のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が51件と最多であることから、応募意向株式2,500,000株(所有割合:3.51%)に対して10%を上乗せした2,750,000株(所有割合:3.86%)を買付予定数とすること、()買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した2,750,100株(所有割合:3.86%)を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役である井内卓嗣は、井内盛英堂が井内卓嗣の配偶者である井内郁江が代表取締役を務め、議決権の過半数を有する、井内一族の資産管理を行う会社であることから、本公開買付けに関して特別利害関係を有することに鑑み、利益相反を回避し取引の公正性を高める観点から、当社と井内盛英堂との事前の協議・交渉には参加しておらず、また、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加していません。

本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は応募意向株式のうちの一部を取得することとなります。井内盛英堂からは、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募意向株式2,500,000株の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式については、その処分等の方針は未定である旨の回答を得ています。

当社は井内盛英堂と2026年8月7日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には応募意向株式(2,500,000株(所有割合:3.51%))に応募する旨の応募契約(以下、「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約においては、井内盛英堂による応募の前提条件は存在しません。

当社は、井内盛英堂より、井内盛英堂が所有する応募意向株式以外の当社普通株式5,066,292株(所有割合:7.11%)の所有方針について、継続保有する方針である旨の回答を得ております。また、井内盛英堂は本書提出日現在、当社の主要株主に該当しておりますが、井内盛英堂が応募意向株式について本公開買付けに応募し、かかる応募株式を当社が買い付けた場合、井内盛英堂は当社の主要株主に該当しないこととなり、主要株主の異動が生じる予定です。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、当社が2026年6月23日付で提出した「第65期有価証券報告書」(以下、「本有価証券報告書」といいます。)に記載された2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は、20,036百万円(手元流動比率:2.2ヶ月)(注7)となっており、自己株式の想定取得資金として約59億円を要することを考慮しても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

(注7) 本有価証券報告書に記載の2026年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本有価証券報告書から計算される2026年3月期の1ヶ月当たりの連結売上高(通期の連結売上高を12で除した数)で除した値(小数点以下第二位を四捨五入)をいいます。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、その全てを消却する予定ですが、本書提出日時点において、具体的な消却時期は未定です。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

75,012,540株(2026年8月10日現在)

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
—	—	—

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	2,750,100	5,915,465,100

(注1) 取得する株式総数の本書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は、3.67%です(小数点以下第三位を四捨五入)。なお、取得する株式総数の所有割合は、3.86%です。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式総数の上限株数です。

(注3) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(注4) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注5) 取得することができる期間は、2026年8月10日から2026年10月31日までです。

(4) 【その他（一）】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
—	—	—

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
—	—	—

4 【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年8月10日(月曜日)から2026年9月7日(月曜日)まで(20営業日)
公告日	2026年8月10日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき、金2,151円
算定の基礎	本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。 これを受けて、当社は、ディスカウント率については、本事例において、10%程度(9%超～10%)の事例が79件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。 また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。当社は、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、直近の株価を基準とする案と一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする案の双方について検討を行いました。その結果、いずれの案についても、算定の基礎としての客観性及び合理性が認められるものの、公開買付期間中に市場価格が変動し本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要が考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかを基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

	以上の検討を踏まえ、当社は、2026年6月5日、井内盛英堂に対し、公開買付けの手法により当社普通株式の取得を行う意向であること、及び本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格とする想定であることを伝えました。 また、当社は、2026年7月9日に、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を改めて打診したところ、2026年7月13日に井内盛英堂より、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることが妥当である旨の意見が示されました。当社としても、直近の株価を基準とすることは、当初より、一定期間の平均株価とともに合理的な候補の一つとして位置付けていたものであること、また、当社普通株式の市場価格の動向に鑑みれば、一定期間の平均株価を基礎とすることで排除すべき一時的な株価変動といった特殊要因は特段見当たらず、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績及び市場の評価がより十分に株価に反映されと考えられることを踏まえ、応募予定株主からの意見を踏まえて改めて検討した結果、上記候補のうち、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることに合理性があると判断するに至りました。そこで、当社は、2026年7月13日、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることで応諾する旨を伝えたところ、井内盛英堂より、同日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨、及び応募意向株式について、本公開買付けへ応募する意向がある旨の回答を得ました。 以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、()会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、及び自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、()東京証券取引所プライム市場における2026年8月6日の当社普通株式の終値である2,390.0円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,151円を本公開買付価格とすること、()本公開買付けにおける買付予定数については、井内盛英堂以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、本事例のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が51件と最多であることから、応募意向株式2,500,000株(所有割合:3.51%)に対して10%を上乗せした2,750,000株(所有割合:3.86%)を買付予定数とすること、()買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した2,750,100株(所有割合:3.86%)を上限とすることを決議いたしました。 なお、本公開買付価格である2,151円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議の前営業日である2026年8月6日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,390.0円に対して10.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。)ディスカウントした金額、過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,443円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して11.95%ディスカウントした金額、過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,250円に対して4.40%ディスカウントした金額、過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,243円に対して4.10%ディスカウントした金額となります。 また、本公開買付価格である2,151円は、本書提出日の前営業日である2026年8月7日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値2,389.0円に対して、9.96%ディスカウントした金額となります。
--	--

算定の経緯	本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。 これを受けて、当社は、ディスカウント率については、本事例において、10%程度(9%超～10%)の事例が79件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。 また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。当社は、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、直近の株価を基準とする案と一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする案の双方について検討を行いました。その結果、いずれの案についても、算定の基礎としての客観性及び合理性が認められるものの、公開買付期間中に市場価格が変動し本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要が考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかを基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。 以上の検討を踏まえ、当社は、2026年6月5日、井内盛英堂に対し、公開買付けの手法により当社普通株式の取得を行う意向であること、及び本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格とする想定であることを伝えました。
-------	---

	また、当社は、2026年7月9日に、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を改めて打診したところ、2026年7月13日に井内盛英堂より、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることが妥当である旨の意見が示されました。当社としても、直近の株価を基準とすることは、当初より、一定期間の平均株価とともに合理的な候補の一つとして位置付けていたものであること、また、当社普通株式の市場価格の動向に鑑みれば、一定期間の平均株価を基礎とすることで排除すべき一時的な株価変動といった特殊要因は特段見当たらず、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績及び市場の評価がより十分に株価に反映されと考えられることを踏まえ、応募予定株主からの意見を踏まえて改めて検討した結果、上記候補のうち、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることに合理性があると判断するに至りました。そこで、当社は、2026年7月13日、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることで応諾する旨を伝えたところ、井内盛英堂より、同日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨、及び応募意向株式について、本公開買付けへ応募する意向がある旨の回答を得ました。 以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、()会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、及び自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、()東京証券取引所プライム市場における2026年8月6日の当社普通株式の終値である2,390.0円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,151円を本公開買付価格とすること、()本公開買付けにおける買付予定数については、井内盛英堂以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、本事例のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が51件と最多であることから、応募意向株式2,500,000株(所有割合:3.51%)に対して10%を上乗せした2,750,000株(所有割合:3.86%)を買付予定数とすること、()買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元(100株)を加算した2,750,100株(所有割合:3.86%)を上限とすることを決議いたしました。
--	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,750,000(株)	—(株)	2,750,000(株)
合計	2,750,000(株)	—(株)	2,750,000(株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(2,750,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(2,750,000株)を超えときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い、公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。

株券等の応募の受付に当たっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下、「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社(以下、「三井住友信託銀行」といいます。)に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募の際に個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要となる場合があります。
(注1)(注2)

外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)。なお、米国内からの応募等については、後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(7) その他」の をご参照ください。

公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申しあげます。

(イ)個人株主の場合

() 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

() 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限ります。)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2026年9月7日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三井住友信託銀行にお問い合わせください。(注3)

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者(取引担当者)」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任に当たっていることの確認が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。(店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー(ただし、「住民票の写し」、「住民票の記載事項証明書」、「印鑑証明書」は原本)をご提出ください。)

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	・ 個人番号カード(表) 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード(表)」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	・ aのいずれか1種類、又はbのうち2種類(ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。) 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類(ただし、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。)
C	個人番号の記載された住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	・ a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

- a 顔写真付の本人確認書類
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
 パスポート(住所記載欄のない新型パスポート(2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート)は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード
- b 顔写真のない本人確認書類
- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
 住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
 各種資格確認書、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、各種福祉手帳等
- ・法人の場合
 下記、A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・前記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

- ・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(注4) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	5,915,250,000
買付手数料(円)(b)	28,000,000
その他(円)(c)	3,000,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	5,946,250,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(2,750,000株)に1株当たりの本公開買付価格(2,151円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金等	預金の種類	金額
	普通預金	8,449,945,421円
	計	8,449,945,421円

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年10月6日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の「 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について」をご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われたときの公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数(2,750,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(2,750,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位(追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社は、2026年7月31日付で「2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を発表しております。当該発表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(2026年4月1日～2026年6月30日)

(ア)損益の状況(連結)

会計期間	2027年3月期 (第1四半期連結累計期間)
売上高	30,002 百万円
営業利益	3,980 百万円
経常利益	4,142 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,853 百万円

(イ)1株当たりの状況(連結)

会計期間	2027年3月期 (第1四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	40.04 円

当社は井内盛英堂と2026年8月7日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には応募意向株式(2,500,000株(所有割合:3.51%))を応募する旨の本応募契約を締結しております。本応募契約においては、井内盛英堂による応募の前提条件は存在しません。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【発行者の概要】

(1) 【発行者の沿革】

(2) 【発行者の目的及び事業の内容】

(3) 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2 【経理の状況】

(1) 【貸借対照表】

(2) 【損益計算書】

(3) 【株主資本等変動計算書】

3 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所　プライム市場						
月別	2026年 2 月	2026年 3 月	2026年 4 月	2026年 5 月	2026年 6 月	2026年 7 月	2026年 8 月
最高株価	2,421.0円	2,394.5円	2,291.5円	2,179.0円	2,291.0円	2,609.5円	2,486.5円
最低株価	2,183.0円	2,138.0円	2,084.0円	1,959.0円	2,080.5円	2,237.5円	2,310.5円

(注) 2026年 8 月については、同年 8 月 7 日までの株価です。

4 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1) 【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第65期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月23日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

アズワン株式会社

(大阪市西区江戸堀二丁目1番27号)

アズワン株式会社 東京オフィス

(東京都中央区八丁堀二丁目23番1号)

アズワン株式会社 横浜支店

(横浜市港北区新横浜二丁目6番地3)

アズワン株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区錦二丁目2番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。